

平成30年度の研修計画について



平成30年度の人材育成研修計画について

平成30年度の変更点

(1) 相談支援従事者初任者研修の定員

360人 → 400人

(2) サービス管理責任者等養成研修

(就労分野、児童分野) の回数、定員

1回 → 2回

100人 → 170人

相談支援専門員研修

研 修 名		募集開始	開催月
相談支援従事者 初任者研修①	講義 (4日間)	5月	7月
	演習 (2日間)		8月～ 9月
相談支援従事者 初任者研修②	講義 (4日間)		9月
	演習 (2日間)		10月～ 11月
相談支援従事者 現任研修	講義・演習 (3日間)	4月	6月～ 7月

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

研 修 名		募集時期	開催月
サービス管理 責任者等研修 	共通講義 (1日)	7月	11月
	介護分野 (2日間)		11月
	地域生活 (身体分野) (2日間)		1月
	地域生活 (知的・精神分野) (2日間)		12月
	就労分野①② (2日間)		①11月 ②12月
	児童発達支援管理責任者①② (3日間)		①12月 ②1月

居宅介護職員初任者研修等

研 修 名		募集開始	開催月
重度訪問介護従業者 養成研修		5月	8月
強度行動障がい支援者 養成研修（基礎研修）	①	7月	9月
	②		10月
	③		10月
強度行動障がい支援者 養成研修（実践研修）		11月	2月

○同行援護従業者養成研修は、指定研修事業者が実施

研修計画のホームページのご案内

The screenshot shows the Gifu Prefecture website in Internet Explorer. The browser address bar displays the URL: <http://cms.portal.renta.gifu/susanoo/visitors/352534>. The page header includes the Gifu Prefecture logo and navigation menu. The main content area is titled "障害者総合支援法研修 (平成30年度)" and lists several training categories:

- 相談支援専門員
 - 相談支援従事者初任者研修
 - 相談支援従事者現任研修
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
 - サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修
- 居宅介護職員初任者研修等
 - 重度訪問介護従事者養成研修
- 強度行動障がい支援者養成研修
 - 強度行動障がい支援者養成研修 (基礎研修)

* 研修計画URLはこちらです(4月上旬掲載予定です)

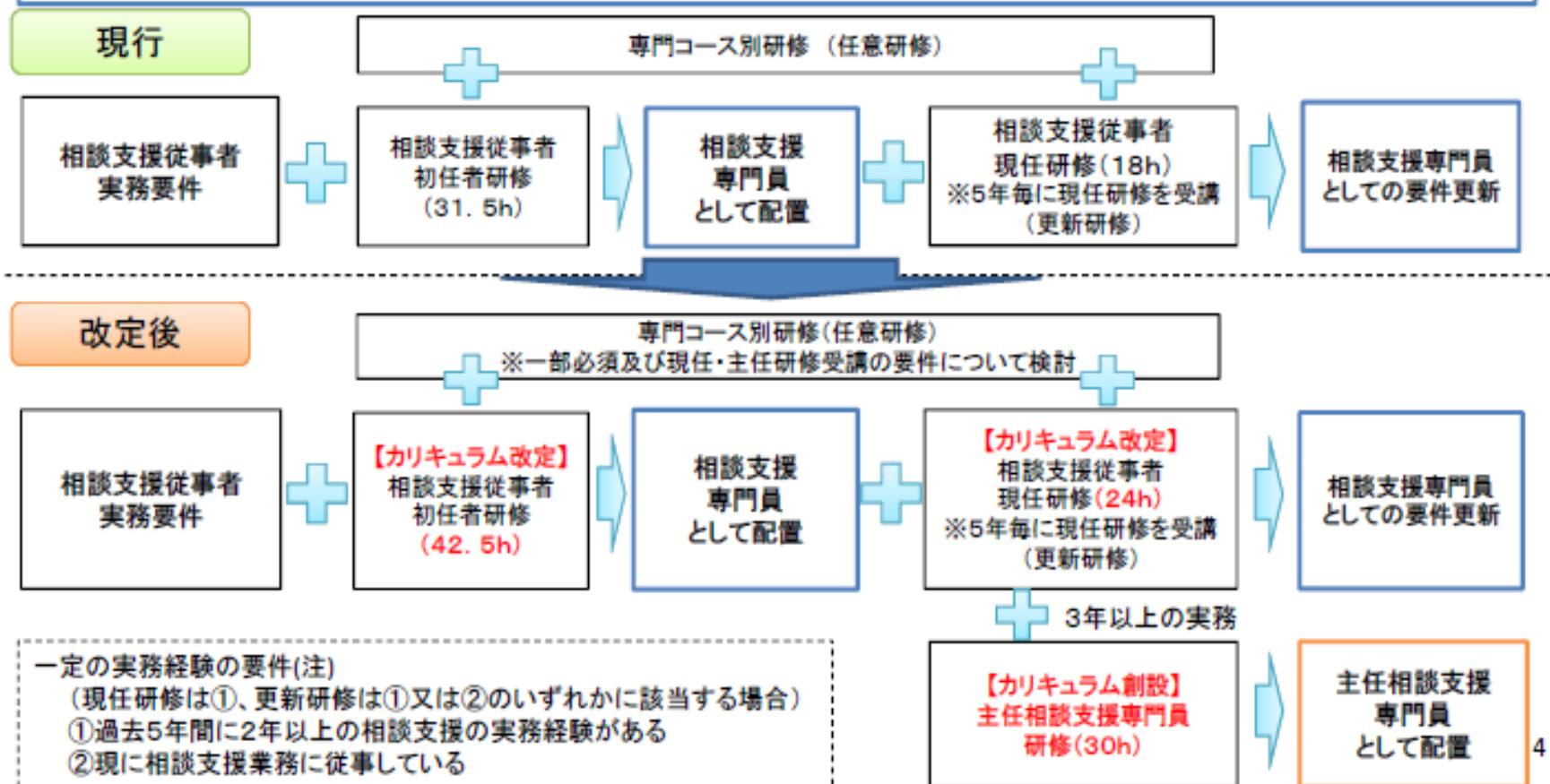
http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_20940

平成31年度以降の研修制度の 見直しについて



相談支援専門員の研修制度の見直しについて

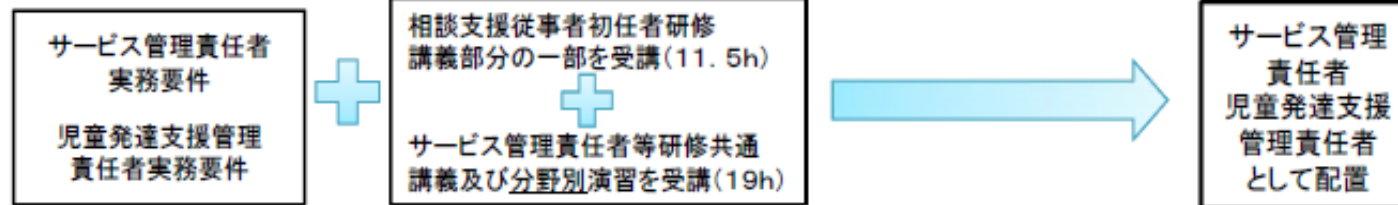
- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



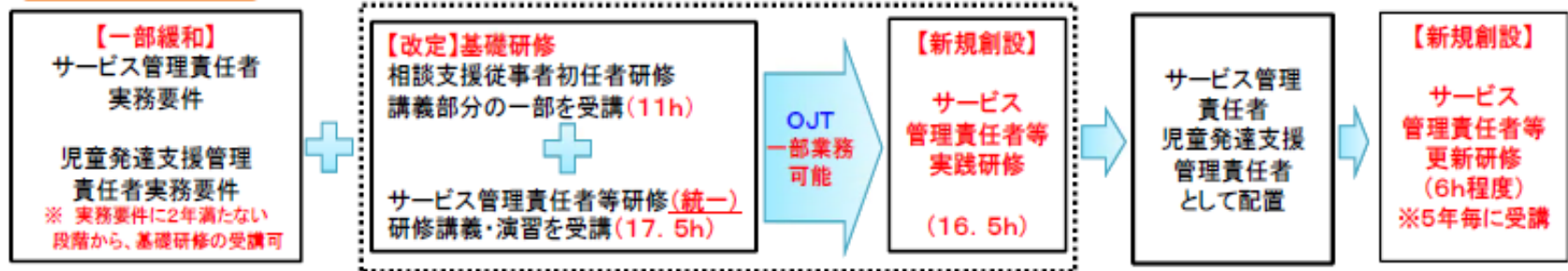
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)